

講習を免除して登録・活動できる資格等について

子育てサポーターの登録には講習会の受講が必要ですが、子育て支援に関する資格や経験を有する方については、講習科目を一部免除して登録・活動が可能な事業があります。

登録をご検討いただける際は、お気軽にこども家庭課（042-769-8345）へお問い合わせください。

講習を一部免除して活動できる資格等と事業一覧

対象となる経験者等	講習及び活動の取扱い
民生委員・児童委員、主任児童委員経験者	①ふれあい親子サロン ②こどもセンター子育て広場でのお手伝い ④親子で歯っぴいちゃれんじ大作戦！ ⑤マタニティオーラルセミナー ⑥ビーンズクラブ ⑦赤ちゃんとふれあい体験教室
子育て支援員認定者	
保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師の資格を有する方	
社団法人全国ベビーシッター協会が行うベビーシッター資格認定者	
ファミリー・サポート・センター事業の講習会受講認定者	
地域子育て支援拠点事業等の子育て広場スタッフの経験が1年以上ある方	
相模原市の事業において、乳幼児に対する絵本の読み聞かせの経験が3年以上ある方	③えほん de はっぴい